

勧告等措置区分（台風等対策）

阪神港（大阪区、堺泉北区）、阪南港

「第一体制(避難準備勧告)」の措置内容

- 1 気象情報を収集し、台風等の動向に留意すること。
- 2 乗組員を招集して荒天準備となし、機関の準備等、必要に応じ運航できる体制とすること。
- 3 関係先との連絡手段を確保しておくこと。
- 4 錨泊中の船舶又は錨泊を予定している船舶は走錨海難の防止のため、次の事項に留意すること。
 - (1) 国際 VHF(CH16)を常時聴取する等の海上保安庁との連絡手段を確保すること。
 - (2) 当直員(船橋当直・無線当直等)を配置すること。
 - (3) AIS 搭載船舶の AIS 常時作動を確認すること。